

第 2 回
新市の事務所の位置等検討小委員会
会 議 録

開会 平成16年5月17日(月)

閉会 平成16年5月17日(月)

那賀5町合併協議会

第2回新市の事務所の位置等検討小委員会索引	
付 議 議 件 名	頁 数
1．開 会	1
2．委員長挨拶	〃
3．会議録署名委員の指名	〃
4．協議事項	
（1）新市の名称の選定方法等に関することについて	
新市の名称候補選定作業方法について（案）	1
（2）新市の事務所の位置の選定に関することについて	
新市の事務所の方式について（庁舎方式）	4
5．その他	
6．次回開催日程等について	20
7．閉会	20

第2回新市の事務所の位置等検討小委員会会議録

開催年月日	平成16年5月17日(月)		
開催場所	桃山町保健福祉センター 2階 ピーチホール		
開会及び閉会時間	開会 午後1時28分	閉会 午後3時08分	
会議録署名委員	東 健 児	西 平 美 和	
議 長	山 下 忠 男		
出席並びに欠席委員 出席 16名 欠席 0名 凡例 出席 × 欠席	委 員 氏 名		出欠
	委員長	山 下 忠 男	
	副委員長	原 延 治	
	委 員	根 来 公 士	
	委 員	木 戸 昌 明	
	委 員	奥 順 司	
	委 員	服 部 一	
	委 員	高 橋 一 正	
	委 員	大 西 洋 太 郎	
	委 員	東 健 児	
	委 員	藤 田 佐 代 子	
	委 員	大 森 道 夫	
	委 員	西 平 美 和	
	委 員	中 村 慎 司	
	委 員	高 田 英 亮	
委 員	田 村 美 代 子		
委 員	堂 本 正 秀		
合併協議会 事務局	事務局 長	黒 田 敏 弘	
	事務局 次 長	奥 谷 敏 夫	
	事務局 参 与	小 島 大	
	総 務 課 長	栗 山 房 大	
	調 整 課 長	狭 間 秋 友	
	計 画 課 長	岩 坪 純 司	
	調 整 課 長 補 佐	浅 野 徳 彦	
	総 務 課 長 補 佐	半 田 雅 己	
	総 務 課 長 補 佐	乾 浩 二	
	総 務 課 長 補 佐	栗 本 宗 彦	
	総 務 課 係 長	中 村 健	
会議の経過	別紙のとおり		

<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>皆さんこんにちは。予定の時間となりましたので、ただ今から第2回新市の事務所の位置等検討小委員会を開催させていただきます。開会にあたりまして委員長より一言ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>本日は第2回の小委員会を開催申し上げましたところ、委員の皆さんには全員ご出席をいただき誠にありがとうございます。それぞれ委員会におけるご討議を前回いただいたわけですが、本日はご案内のとおり所定の協議を進めて参りたいと存じます。大変ご多忙の中でございますので、能率良く効率的な委員会の運営をと、申し上げます皆さん方にご協力いただいて進めたいと思いますので、何卒よろしくお願い申し上げます。本日は大変ご苦労さまでございます。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>どうもありがとうございました。それでは会議の進行につきまして委員長に議長をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>それでは早速でございますが、会議次第に従いまして進めさせていただきます。本日出席委員は全員でございます。小委員会の規程第5条第2項の規定の3分の2以上の委員の出席でございますので、ただ今から本日の会議を成立のうえ開催させていただきます。まずご報告申し上げます。</p> <p>引き続きまして会議次第第3番、本日の会議の会議録署名員を推薦させていただきます。那賀町の東健児委員、桃山町西平美和委員、以上の委員さんに一つ署名委員をお願い申し上げます。</p> <p>なお、次の議題でございます。会議次第第4番の協議事項に移らせていただきます。まず第1番目の新市の名称の選定方法に関することにつきまして新市の名称候補選定作業方法について準備いたしました事務局から順次ご説明をお願い申し上げます。事務局説明願います。</p>
<p>事務局 (総務課長補 佐 栗本宗彦)</p>	<p>失礼します。総務課の栗本です。私の方から説明させていただきます。3ページをご覧ください。新市の名称候補選定作業方法について案でございます。1番に新市名称候補応募作品の整理集計ということで事務局の作業であります。6月1日から7月15日まで一般公募いたしまして、その後選定基準に合致してるかの確認をさせていただきます。その後、事務局の方で新市の名称候補のとりまとめた新市の名称候補一覧表、様式1、2を作成します。これは五十音順と応募数順でまとめさしていた</p>

だきたいと考えております。それで3番目に小委員会の各委員さんにこの一覧表と新市の名称候補第1次選定用紙、様式3になるんですが、それを送付するという事で7月20日頃に送付させていただきたいと考えております。これを受けまして第1次選定ということで、小委員会の各委員は名称候補5点以内を選定すると、各委員さん個人的に選定していただきます。で、選定作業内容ですが各委員さんは新市の名称候補一覧表を参考にいたしまして選定基準に基づき、名称候補5点以内を選定すると、各委員さんは選定した名称候補5点以内をこの第1次選定用紙、事務局から送付させていただいてる用紙なんですが、それに記載していただきまして事務局に提出すると、これを7月末の締め切りという風に考えております。それから各委員さんから提出されました第1次選定用紙は事務局におきまして新市の名称候補第1次選定結果一覧表と、様式4になるんですが、これを作成いたしましてとりまとめを行うという風に考えております。

それから4ページにうつりまして、最終選定ということで小委員会において協議会へ提案する名称候補5点程度を選定すると、でこの名称候補5点程度につきましては、第1回の小委員会の方で決定済みでございます。それで選定作業内容です。第1次選定によりまとめられた名称候補の中から委員の協議により協議会へ提案する名称候補5点程度を選定するという事で、8月の17日頃を予定しております。それから協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票で名称候補5点程度に選定する。投票方法等につきましては小委員会で審議していただき、決定するという事で考えております。全会一致が原則であります。意見が分かれた場合には投票として決定していただきたいと考えております。それで、それが終わりますと4の協議会の報告ということになりまして、最終選定により選定されました新市の名称候補5点程度は新市の名称候補毎に小委員会としての選定理由等を付しまして協議会へ報告するという事になります。で、8月の26日の第6回の協議会に委員長報告及び、名称の提案ということでさせていただけたらなど。それから9月30日の第7回の協議会で決定していただくというような予定になっております。

5ページはその先ほどの一覧表の様式でございます。事務局で一般公募からとりまとめ、各委員に送付させていただくこの一覧表の様式です。五十音順と応募数順でとりまとめをしたいと考えております。

で、これを参考にいただきまして6ページに各委員さん方が5点以内選定していただき、記載して事務局に提出していただく用紙であります。この5点以内と小委員会の各委員さんが5点以内に選定するという事については、後ほど協議をしていただきたいと考えております。

<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>それから7ページが各委員さん方から提出された名称等についてとりまとめを行う表であります。これを基に最終決定をしていただくという風な形になります。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。ただ今事務局から新市の名称について作業の方法、そして今後のスケジュール等についてご説明をいただきました。皆さん方からの、委員からのご質問なりご意見を一つお伺いしたいとこう存じます。</p> <p>準備の方はどうですか。委員長からやけど。その名称募集の準備は出来てますか、はがきとかはがきやなしに広報の。それは6月1日からの準備は整ってますか。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>よろしいですか。ええ、準備の方は広報の方も各町の広報、それからこの協議会の協議会だよりの方も6月号掲載するようになっております。それとチラシですけども、応募用紙を兼ねたチラシ、これの方ももう印刷の方かかっておりますので6月1日予定通り、大丈夫と思います。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>はい。 それではご意見一つ。どうぞ、はい、服部委員。</p>
<p>委員 (服部一)</p>	<p>もうあの事務局から説明あったように方法、日程についてはこれでいいと思います。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>ただ今、服部委員からもこの方法でいいんじゃないかというご意見でございます。他の委員さんどうですか。よろしございますか。はい、それではただ今事務局から説明しましたように新市の名称募集等についての作業手順、またスケジュールみなさんご異論ないようでございますので、このように決定させていただきます。よろしございますか。</p> <p>「はい。」の声あり</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>はい、ありがとうございました。それでは予定いたしてます次の事務所の位置の選定に関する事についての方式、その他について協議事項に移りたいと思います。前回のこの問題の委員会におきまして本庁方式ということで皆さんの合意をいただきました。ただ事務局との相談でこれもう一度皆さんに認識というんか理解の確認をしておくことが必要だろうということで、今日は資料の整備をいただいておりますので確認の意味をかねて事務局からこの方式の取り扱い方法を、事務所の位置の選定</p>

事務局
(総務課長補
佐 栗本宗彦)

についての参考にいたすということでひとつ、説明をさしたうえでご意見をいただきたいと思います。まず事務局から説明して下さい。

それでは8ページになります。新市の事務所の方式についてということで、市町村合併における庁舎の方式は本庁方式、分庁方式、総合支所方式の3つが基本となっております。第1回の小委員会で庁舎方式については本庁方式として検討するということが決まっておりますので、今回本庁方式が可能かどうか、特に施設の可能性についての資料を作成しております。

で、本庁方式ですが現在ある町の庁舎の組織、機構全てを一カ所に集約する方式であります。残った庁舎は窓口的な機能のみをもたせ、支所または出張所とするものであります。本庁方式の中に全ての業務を本庁に置き、支所等は直接住民に関わりのある業務のみとする集中型というものと、スペースの関係から一部の部門を支所に置く分散型というものがございまして、この集中型につきましては打田町さんが本庁舎と、本庁舎周辺に大体の機能、部門置いてますんで集中型のように考えられます。他の4町につきましては教育委員会の部門とか福祉保険部門とかを庁舎とは少し離れた施設に置いてあります。こういった形が分散型であろうかなというように考えます。

それで、市町村の支所と出張所についてということで、用語を載せさせていただきます。支所とは特定区域を限りまして一つの事務全般にわたって事務をとる事務所であります。で、出張所は住民の便宜のためにいわゆる窓口の延長という風に考えていただきたいと思います。

それで、本庁方式の運営タイプについてということで集中型、分散型ですが概要、利点、検討・課題等を載せさせていただきます。集中型、分散型とも概要なんですけど、5町の組織機構を本庁に集約しまして、本庁以外の各町の旧役場庁舎に窓口業務を行う支所を置くと、これに付け加えまして分散型でいいますと、事務所の執行スペースに余裕ができる町に一部の部門、部署を支所に配置するといったものが概要となります。

で、利点ですが集中型、分散型とも事務の効率化による人件費が削減される。新市の一体感が醸成され易く、新市誕生の印象が強いと。で、分散型のもう一つ利点といたしましては、旧役場庁舎の有効利用が図られるということになっております。

検討・課題ですが、集中型、分散型とも周辺地域の住民サービス低下などの不安を招かない組織・機構の構築が必要であります。それから5町の窓口業務以外の全ての事務を一カ所の事務所に集約して執行するため旧役場庁舎での執行スペースの確保、もしくは庁舎周辺建物の増改築により、相当規模の事務所を確保しなければならない。それから、従来

のサービスを確保する必要があるといったことが検討課題になっております。その他に集中型の検討課題といたしまして、旧役場庁舎の空きスペースの有効利用を考える必要があると、それから分散型の検討課題といたしましては先ほど言わしてもらった以外に、どの事務所にどの部門、部署を配置するかの検討をしなければならない、分散業務により住民への混乱を招く可能性があるため周知が必要であるといったことが考えられます。

9ページをご覧ください。本庁方式についての検討ポイントですが、3点挙げられます。まず施設の可能性、それから住民の利便性、事務の効率性とこの3つのポイントの中で特に本庁方式については施設の制約がありますので、庁舎を含めた隣接施設の増改築によって施設的に本庁方式が可能かどうか大きなポイントとなりますので、これについて以下資料を作成させていただいています。

それから住民の利便性につきましては、本庁方式のデメリットであります住民のサービスの低下の懸念ということがありますが、組織機構においてこの懸念を取り払う必要があります。この組織機構につきましては協議会で協議する協定項目でもあります。

それから事務の効率性につきましては本庁方式の集中型が一番効率的であると考えられます。

それで本庁方式の例示ということで、本庁方式の集中型と分散型のモデルを想定しまして、各町の庁舎等の改築によりまして本庁方式が施設的に可能かどうかを検討していきたいと思っております。で、その組織の考え方ですが本庁舎は集約的な職員を配置しまして、市全体に係る事業を行います。それから支所は総合窓口的として、住民のサービスの低下とならないように旧町単位には個性ある施策の継続を行うと。

こういった組織の考え方を基に10ページをご覧ください。本庁方式の集中型モデル1、それから分散型モデル2ということで設定させていただいています。モデル1の集中型ですが、本庁に集約的な職員配置、効率的な事務事業の実施を行いまして庁舎A B C Dに支所、出張所を置きまして、庶務関係、住民関係、健康福祉関係といった総合窓口業務と地域振興関係課といたしまして個性ある施策の継続を行うといった形のモデルを作成させていただきました。

分散型のモデル2につきましては、余裕のある事務所の執行スペースにそれぞれ独立性のある部門を置きました。庁舎Aには支所、出張所のうに教育委員会、庁舎Bには福祉事務所、それから庁舎Cには公営企業局、庁舎Dには情報センターといった形で仮に設定させていただきました。

で、11ページ、12ページをご覧ください。それでは、本庁にどれだ

けの職員を配置させるかということではありますが、これにつきましては職員数等の実態を調査し今後の定員管理に資する目的で、定員管理調査といった調査を毎年各町で行っております。この数値を基礎に那賀5町が合併した際と同じ人口規模、産業構造を有する類似団体とを比較しまして目標職員数を想定させていただきました。那賀5町が合併いたしますと、E- といった類型になりますが、該当市がありませんので都市化の高いE- を用いて算定しております。

それで、11ページに5町の平成15年4月1日現在職員数、合計数、類似団体の職員数を比較させていただき、それぞれの区分におきまして目標職員数を仮に設定いたしました。例えば一番上の議会であります、現在5町合計で14人が事務を行っております。類似団体では7人となっておりますので、目標職員数を7人とさせていただきました。また、民生区分の中で上から二つ目に福祉事務所という区分がありますが、現在5町には事務がありませんので職員数は0となっております。しかし、市になりますと類似団体程度の職員数が必要となりますので28人という目標職員数を設定しました。

また教育の下に消防区分があります。消防事務につきましては那賀郡6町で一部事務組合がありまして、そのまま組合として運営されると思えます。類似団体数値では92名となっておりますが、目標職員数を0とさせていただき5町の現状を勘案しながら職員数を想定しました。その結果、普通会計ベースでは、5町の合計といたしまして680人に対しまして目標職員数は540人と想定させていただきました。平成15年4月1日現在職員数といたしましては、5町の合計といたしまして746名となります。この746名を本庁、出先、支所へ振り分ける必要があります。

12ページをご覧ください。表といたしまして左側に本庁、右側の上に出先機関、右側下に支所と区別させていただき、10ページのモデル1としての集中型とモデル2として分散型にそって職員数を想定させていただきました。それで、まずモデル1の集中型とした場合ですが本庁へ363人配置すると想定させていただきました。それから出先機関には243人配置し、残り746人から本庁、出先を引いた人数を全て支所へ配置することと設定させていただきましたと、4支所の合計で140人となり、1支所35人体制をとることになります。

また分散型となりますとモデル2で説明させていただきました各庁舎に教育委員会、福祉事務所、公営企業局、情報センターを置いた場合、その分の職員数を本庁、出先から引きまして支所へ配置したと想定させていただくと、本庁勤務として275人、出先が211人、支所が260人といった配置となります。

13ページをご覧ください。それで先ほどの本庁勤務職員数と各町の隣接する施設を含めた役場庁舎の収容能力についてですが、まず1番目といたしまして、各庁舎の職員数の現状を表にさせていただいております。打田町を例に申しますと、打田町の本庁舎には平成16年4月1日現在におきまして、正規職員69名と嘱託、臨時職員それから特別職を合わせまして78人が執務を行っております。また隣接施設としては、保健福祉センター、公民館であります。合計で45人執務を行っており、本庁舎、隣接施設合わせまして打田町では123人執務を行っております。

次の表であります。本庁舎と隣接施設を含めた延べ床面積、一人当たりの執務面積の表であります。粉河町の例でいきますと本庁舎の面積が2,633.73㎡であり、それを1の表にあります97人で割りますと一人当たり27.15㎡の空間で執務を行っているということになります。本庁におきまして一番ゆったりと執務を行っているのは打田町であり、それに対しまして一番窮屈に執務を行っているのが桃山町となっております。

次に先ほど想定させていただきました集中型と分散型の本庁勤務に求められる執務面積を試算しております。職員配置想定といたしましては、5町職員数746人と特別職4人の合計750人を12ページのとおり本庁、出先、支所に振り分けています。それで一番下の表であります。集中型でいきますと本庁に367人配置し、その役職といたしましては4月1日現在の役職を振り分けました。

それで14ページをご覧ください。庁舎の面積を試算するにあたり、総務省が示す庁舎建設に伴う標準面積というものがありまして、この基準を使用して集中型の場合と分散型の庁舎の標準面積を試算しております。表中(ア)の事務室については役職によって面積基準が違います。4.5㎡が基準となっており、役職が上がるに従いまして面積が増えて参ります。また議事堂につきましては、議員定数を自治法で定める上限30人で試算しております。それで、集中型ですが本庁に367人配置しますと標準面積といたしましては約1,200㎡必要であるといった試算になります。また分散型となりますと本庁に278人を集約しますと約9,800㎡必要であるといった試算になります。

15ページをご覧ください。上の表が集中型における5町の収容能力の比較であります。表中、下から3行目からの数値であります。先ほど説明させていただきました総務省の基準数値を使用して本庁へ367人を配置するには標準面積といたしまして12,313.76㎡必要であると試算いたしました。そうしますと標準的な数値といたしまして、本庁舎一人当たりの㎡数といたしまして33.55㎡といった計算になります。

す。那賀町を例にいたしますと、現在本庁舎では一人当たり30.60㎡の空間で執務を行っております。それで、那賀町の本庁舎等と隣接施設を合わせて改築し、標準的な本庁舎一人当たりの㎡数であります33.55㎡とした場合、那賀町へは159人しか収容できない計算となります。また367人をそのまま本庁舎と隣接施設を合わせて改築したところへ、つまり5,356.62の㎡のところへ集約いたしますと参考という欄ではありますが、一人当たりの㎡数といたしまして14.60㎡といった計算となります。比較いたしますと本庁勤務職員367人を各町の本庁舎と隣接施設を合わせた施設に配置しますと、参考の欄ではありますが、打田町で一人当たりの㎡数といたしまして27.05㎡となり、この数値は標準の33.55㎡よりは狭いですが、今現在執務していません桃山町よりも広いスペースで執務が可能であり、粉河町と同じくらいの執務空間をとることが可能であるといったこととなります。

次に分散型でありますが同じように標準の本庁舎の一人当たりの㎡数といたしまして35.24㎡といった計算となりまして、打田町では参考の欄ではありますが、35.70㎡であり標準の面積で執務ができるということとなります。また貴志川町におきましては278人収容しますと、21.50㎡で今の桃山町と同じくらいの執務面積がとれます。ということではありますが、この数値はあくまで試算であり現状に即しない場合もありますのであくまでも参考数値として考えていただきたいと思います。

それで16ページは総務省が示す庁舎標準面積の算出表であります。

で、17ページからは先進地事例といたしまして篠山市の行政機構図を挙げさせていただいております。旧篠山町を新市の事務所、本庁といたしまして、事務所スペースの関係から教育委員会を丹南支所へ配置しております。役所の機能といたしましては、本庁方式の集中型に属するものと考えられます。

18ページにつきましては篠山市の支所機能ということで挙げさせていただいております。地域振興課と住民課といった2つの課が支所に置かれておりまして、住民の方々のサービスを提供しております。支所の職員数といたしまして大体10人程度となっておりますが、丹南支所が住民課が充実しているということで若干多いということでもあります。

それから19ページがさぬき市の行政機構図を挙げさせております。役所の機能といたしましては本庁方式の分散型に属するものであるかなと考えます。

で、20ページにつきましてはさぬき市の支所機能ということで、こちらの方は窓口業務といたしましては総務課、福祉課、業務管理課といった3つの課を置いて住民の方々に対応している状況であります。職員

<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>数ですが20人前後の職員数という状況になっております。以上です。</p> <p>一挙に説明をさせていただきましたが大変大事な問題でもございます。この問題の協議の進め方について今、できるだけ材料、資料を用意させていただきました。幅広く皆様のご意見をいただくと同時に職員の方の関係議会の皆さんの問題もございませう。それぞれこの協議につきましてはいかがとりはかりましようか。順次そういう急いで結論をださないかんというほどでもないと思ひ、ある程度協議を進めないかんという問題でもありますので、どの辺を中心にこれから進めさせていただきますか。で、今回はこの本庁方式の集中型と分散型というわかりやすい説明を十分に住民にしやすい形でタイプを分けていただきました。そういうことでそれぞれの、今の現状の施設を有効に使ううちゅう前提に立ちますと、こういう方法の解釈の分析の方法もございませうのでどうか一つご意見をいただきたいと存じます。</p> <p>資料の点で不足とか、こんな資料出せっていけばまた用意をいただきますのでどうぞ一つ。</p> <p>検討時間を、休憩しましようかな。扱いをどうするかも含めて、で、今日は何もその全てを決めるわけでもないと思ひますので。ちょっとしばらく休憩に入らしていただいてよろしございませうか。はいどうぞ。30分休憩するかえ、どうなえ。同じ休憩すんのやったらちょっと時間。</p> <p>(休憩 午後2時01分) (再開 午後2時26分)</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>それでは休憩前に続けて委員会を再開いたします。よろしございませうか。ただ今事務局から説明をしました具体的な方式等につきまして、説明いただいたところでもございませうが、休憩を挟みましたのでどうか委員から、各委員から率直な意見をお願いいたします。</p> <p>どこからでもいいし、各町の、はいどうぞ。お願いします。</p>
<p>委員 (服部一)</p>	<p>まゝ皆さん方のそれぞれご意見持つてると思ひんですけども、考え方をちょっと意見申し上げたいと思ひます。5町の合併が実現しますと72、000あまりの近い人口になるということでありませうし、将来このままの人口の推移ということよりもやっぱり10万都市を目指すぐらいの意気込みでいくということをも想定しないかんと思ひます。で、そうしますと本庁というのも市のシンボルでもあるし、合併の意気を高めるという意味からして将来特例債を使った中でこの本庁の建設ということが大きな一つの課題になろうと思ひます。で、まちづくり建設計画と</p>

も平行してくると思うんですけども、財政ともならみ合わせた中でこの本庁をいつ建設をするかということも一つの検討課題だと思うんです。で、5年先に本庁を建てるというような一つの方向で色々な事業、財政とならみ合わせてそういう方向に向きますと、私はそれに向けて各町今の体制をならしていくというような形で集中方式というか、今の体制で徐々にやっていくと、中に分散をしてもいけるという担当する部門についてはそういったことを検討するとこういうような考え方にたったらどうかと。

で、それともう一つはこの建物についての色々参考資料出していただいてるんですけども、本庁にまつって周辺に色々建物があるというのと、分散してるというのとでもこれ面積もだいぶ違うと思うんですけども、最終は駐車場の問題も絡んでこようと思います。そうしますと今のこの数字を想定した形で場所等を決めるということになりますと、将来その人口増、あるいは色々な計画によって増やしていくということになりますと、そういったことも想定した形の中で場所の選定等も考えていかないかんとこういう事もあろうと思いますので、一つ大きな将来展望にたった形の中でそのいつ頃建設するかということも含めた形でそれに合わせた分散でいくか、集中でいくかということを考えてはどうかかと、このように思うんですけどね。

議長
(山下忠男)

各町、打田さんどうですか。どうぞ一つ、各町からあらかじめご意見を一つちょうだいいたしましょうか。

委員
(根来公士)

今、粉河町さんから将来的には本庁、新しい本庁の建設、駐車場も含めた本庁の建設をにらんで今当面どうしていくかということを検討していかないかんといい風なご指示やったと思います。私も同感でありますけれども、そこでまあ当面どうしていくかということでの、この事務局からの提案っていいですか検討資料でもありますので私が申すのも、言わずもがなということでもありますけれども、合併の理念、合併の効果考えてやはり合併することによって当面も含めて効率性というものを工夫していかないかんといい面本庁方式という風なことが大事でいいんじゃないかという風に思いますし、ただ単にそういうスケールメリットだけを追求するのではなしに、住民のサービス、利便性ってということも当然念頭に置かないかんといい風に思います。そういう効率性ということと住民の利便性ということ、サービスということとのどこで当面折り合いをつけるかということが非常に大事な判断になってくると思いますので、長期的なこともにらみながら当面の問題として色々な状況をにらんだ中で検討していくべきではないかとそんなにも思います。以上で

議長
(山下忠男)
委員
(東健兒)

す。

那賀町さんどうですか。どうぞ一つ。

はい、那賀町です。確かに新しい庁舎をですね、近い将来新設をしていくってこれはほんとに大事ですし、それも視野において決めていかなければならんということは当然だと思います。ただ当面の処置としてここで資料にでておりますように、本庁方式をとるとしてその中で集中型がいいんか、分散型がいいんかというそういう議論にたてばですね、これはまだまだ色々な意見を集約していただいたらと思いますけれども、この資料で見る限り集中型の場合はですね、本庁に一人当たり33㎡以上のものが要ると、ところが5町の内一番広い打田町でも27㎡だということ、というようなことを考えますと少し非常に窮屈といいますか物理的に大変だなという風に思います。一方分散型になりますと、単純に35㎡要るところがですね打田町さんを例にとれば35.7㎡もあるということで、この面からいきますとこの分散型をとらざるをえんのかなと思うんです。で、分散型をとった場合にいる他の機能をですね、4町で分散するということまあ教育委員会とか福祉事務所とか公営企業とか情報センターということでしょうけども、この辺はですね住民サービスの面からいっても、機能は分散されてもそれほどいいですかそんなに支障がなくてすむんじゃないかなと思うので、これは私個人的な意見でございますけども当面はこの本庁方式での分散型というものが適当かなという風に思うわけです。で、まだ那賀町、この3人の委員の中で特に意見を統一した訳じゃないんですけどもこの資料見る限り私自身はそのように感じております。以上です。

議長
(山下忠男)
委員
(中村慎司)

貴志川町長さんどうですか。どうぞ、遠慮なしにどうぞ。

これという決め手はないんですが、皆さん方と同じような意見です。ただまあどこの町も立派な庁舎があるっちゅうわけで、その貴志川町、今の貴志川町やから貴志川町の役場でその色々な住民サービスの低下にならんように合併して欲しいとか、それはもう貴志川町の町民の望むところで、どの町ともそうだと思うんですが、例えて言いますと貴志川の役場でも僕とこの地域の一番西の端から今の役場へくんのと、そいじゃあ桃山町の調月の人が貴志川の役場へ来てくれるのっていうたら調月の人しか近いです。半分ほどです。そんなことですから、ただもう無理に役場全部をそういうことに使うという、もちろん使わな町としては承諾してくれやんと思いますけれども、そこら当たりも含めた中で色々と考え

	<p>ていかなんこともあるんとかうんかなと。</p> <p>それとこの分散の中で一番最後の庁舎Dには情報センターって書いてますが、本庁方式の集中型では情報の仕事はどこでやるんかな、そしたらこれ。無理に当てはめちゃあんのと違うんかなという感じもしたんでね、ちょっと聞いたんやけど、事務局。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>いいですか、答えられるか。</p> <p>はい、ちょっと答えて。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>議長、よろしいですか。今のご質問は情報センターについて分散型が庁舎Dの所にあるということで、そのいう集中方式の場合どこに入るかというご質問だと思っておりますけども、情報センターっていわゆる電算センター的なものになってまいりますので、総務系の仕事ということで本庁の集中モデルのなかでは本庁の方に入る、含んでいるそういう風な考え方でおります。以上です。</p>
<p>議長 (山下忠男) 事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>分散はできないんじゃないかっちゅうことや、今の事例で挙げてる。</p> <p>はいはい、そうですね。電算センター的なものですからそういう本庁の中に置いていくのも別にまあ問題も実際あんまりないんですけど、これ見まして実際職員的にも10人ぐらいの職員数を分散したっちゅう形で挙げさせていただいてるんですけども、実際に分散して一つの本庁となる庁舎じゃない別の庁舎の中にそれを電算機能を置いておくっていうのは可能だと思います。</p>
<p>委員 (中村慎司)</p>	<p>5町が合併をするっちゅうことによって住民サービスの低下をできるだけしないようにするためには分散であっても、集中であっても今の行政をあまり大きく変えなくて7, 8年先の、5年先かはそれはわかりませんが本庁舎を建てるに向けての準備期間中であるということの中で取り組んでいけるような方法ができたならなとそう思います。</p>
<p>議長 (山下忠男) 委員 (大森道夫)</p>	<p>はいはい、はい。わかりました。桃山町大森議長お願いします。</p> <p>桃山の大森でございます。先ほどから色んなご意見あったわけですけども、粉河町さんの申されてるご意見もごもっともなんですけども今日のこの会議はできるだけそこまで踏み込んでいくとなつて参りますと大変議論も出てくると思うんで、本庁方式の分散型でいくのかとその辺を今日決めてもらったらいいいんじゃないかと、後は事務的に色々と進めて</p>

<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>行く方法もあると思いますんで。その点どうですか。</p> <p>わかりました。それぞれ代表的な意見をお願いしたんですが、補足的にその他ございませんか。委員の方から。</p> <p>あえてこの集中、分散のこのタイプ分けたっていうことも理解を深める意味でわけておりますので、本来なら折衷型みたいなようなもんです、この分散というても。分庁方式に近いというよりも本庁にある程度機能を分散させるっちゅう本庁方式の基本が変わらないと思いながらこの資料ができてると思いますので、今ご意見いただきましたような形をなお一つ、それぞれ資料とか先ほど言われました駐車場の問題もありますし、人間の問題、人の問題だけは解決したけど、やっぱり来訪者の問題とか駐車場の問題とか不慮にそういう問題が出てくると思います。これはそれぞれ委員さんの意見をなお集約する段階ではちょっと今日は全ての資料が初めて皆さんにご討議いただくという状況ですので、どうぞでしょうか。まだ意見は。はいどうぞ。</p>
<p>委員 (服部一)</p>	<p>ちょっと事務局に考え方もしあったらお聞きしたいんやけども、例えばの話、本庁方式でいくということになりますと本庁をどこかにおかないかんとこういことになると思います。で、例えばこの参考資料の数字からいきますと、打田町あたりがはまってくると、これによって今度集中方式でいた場合どんな形に、参考でええんやけども、分散にしたらどういう風な考え方になるかなっていうちょっと話してみてくれへんかな。参考に。たちまち本庁の庁舎ないんやから。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>そんなにきっちり言わなくてもいいよ、大体そうしたら大体こんなえ当面ならざるをえんし、こういうことになるということだけでいいよ。今具体的な話になってきますので、例えて言えばこうだちゅう程度で結構ですよ。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大) 議長 (山下忠男) 事務局 (総務課長 栗山房大) 議長</p>	<p>ちょっと申し訳ないです。</p> <p>意味わかる。</p> <p>ちょっとよく。</p> <p>打田ってまあでたんやけど、打田町が資料からいやあそうやっていう</p>

<p>(山下忠男)</p>	<p>んですけど。例えばその場合はこういうことになる。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>今その分散型でやった場合は、もうその打田町が一番その適当になるかもわからないけれども、集中の場合はっていうような町長ちょっとおっしゃるかたしたように思たんで、そこらちょっと僕ちょっとわかりにくかったんですけども。</p>
<p>委員 (服部一)</p>	<p>本庁方式でいったらね、本庁をどこかへ置かないかんやろ。事務所のそういう中心になる本庁を。それを例えば打田町に置いたとしたらね、今のような各町の行政の体制でいけんのかね、いくんかそこらどんな形になんのよと。集中と分散とでいっぺちょっと例挙げて教えてほしいなと思うんやけどね。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>わかりました。申し訳ございません。12ページをちょっと見ていただきたいんですけども、これ実際に今現在職員、左のページの一番下の右にあるんですけど、746名職員いてるわけなんですけども。それでその集中と分散とで書いてるんですけども、本庁を、12ページの集中のこの一番下ですけど、本庁に746名のうち363人置く場合、この場合に本庁は左にずっと書いてますとおりこういう形で、今もし打田町さんとしたら、打田町さんこれだけの363人の職員が入ることになります。出先はそれぞれ、出先今保育所、総務で市民センターって書いてますけどこれちょっと特殊なあれで、桃山のコミセンとかそこらを想定して、今現在いる職員そのまま書いてるんですけども民生の方、次の出先機関の上から2番目のとこですけど、保育所なんかでこれ各町5町の保母の数111名、そういうことで出先機関としては243名合計ですね、243名が出先機関に行くと。それから各支所って、これがその後の4町の旧庁舎に入る職員です。これ一応140名、あのはっきり言いまして746から本庁へ残る職員、それから出先の職員を除きますと140名の職員が余ってくるちゅうことはないんですけど、一応140名と差し引きしたらなります。140名それぞれ4つの支所に振り分けますと1つの支所あたり35名を配置することができるということになります。ですから例えばその打田町に事務所の庁舎の位置をもってくる、本庁にもっていくとした場合は後のそれぞれの旧の役場については最低35名ずつ入ってもらおうと。35名でその中身はどういうことかといいますと庶務関係と住民関係、それから健康福祉関係、今度新たにこういうことどこの先進事例もあるんですけど地域振興関係ということで地元の町民との話し合いの中で色んなそのエリア、エリアでのその振興を考えていくとそういった部門もいれて、それぞれ35名</p>

<p>議長 (山下忠男)</p> <p>委員 (東健児)</p> <p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>ずつ入っていただくということです。</p> <p>それから分散型になりましたら、一番分散の一番右下を見ていただいたらわかると思うんですけど教育委員会が33名、それから福祉事務所が45名、それから公営企業局これが32名、水道とかそこらも入ってくると思います。それから情報センターって今話しありました電算関係ここら合わせて260名、それから支所機能プラスそういう分散にするためにその支所に教育委員会なり、福祉事務所なりをもっていた場合に旧4つのその町の役場には合計で集中でやったら140名やったんですけど、260名を配置するとそういう考え方です。よって当然本庁の人数は分散型の場合は275名に減ってしまうとそういう形なんですけども。</p> <p>よろしいですか。はい。その他ございませんか。はい。</p> <p>この分散型で教育委員会、それから電算センターはわかるんですけど、公営企業っていうたら主に水道関係のことですよね。そうするともう一つの福祉事務所っていうのは今ちょっと見ると人数が一番多い45名になってんのか。これはもうちょっとというとどんな仕事になんのよ。</p> <p>はい、すいません。福祉事務所の方はですね、45名ということでこれ今の12ページの民生、集中の方の上から4つ目に民生ってあるんですけど、民生全てを45名っていうことで想定してるんですけど、実際には町の場合は福祉事務所って置かなくてもいいんですね。で、市になりますと必置条件になりますんで福祉事務所必ず置かなければいけないということになります。今具体的に言いますと、生活保護でありますとかそういうケースワーカーさん、生活保護に色々調査に行ったりとか認定やってく事務をしますけども、そういったケースワーカーさんは県の、例えば町の場合やったら全て窓口だけで後は全て県でやっていただいている、それあの市になりますと市の事務になって参りますんでそういった事務、後身体障害者の手帳でありますとか色々その母子に関係、児童の福祉の問題でありますとかそういうことについて市の事務として、町ではなかった事務がかなり入ってきます。ですからこれ今45名って、福祉事務所それやったら45名やったらおかしいんじゃないかって言われると思うんですけど、実際数字上もうこういう形で合わせてしもて集中型からの民生の部分だけを福祉事務所へ集約してますけど、実際にはプラスアルファとして何名かの職員が必要になってくるかと思います。新しく発生してくる事務があるという風に解釈していただいたらけっこうなんですけど、その福祉事務所を本庁へ、このですから分散型ですんで</p>
--	--

	<p>本庁へ置いとくってということも一個のやり方なんですけど、集中方式では置いといたらいいんですけども、できるだけ分散していこうということになれば、その部分はそういう本庁でない別の庁舎にその部分を置いてもやっていけるかなとそういう考え方です。以上でございます。</p>
<p>委員 (東健児)</p>	<p>そうすると今各町であんまりやってない福祉関係の業務が新たに市になったら加わるので、それが主なあれですか、この福祉事務所ってのは、ではこのね支所の中に健康福祉関係っていう業務そのものが入ってるでしょ。分散でも、それぞれの旧庁舎の他の4町にも入ってるからね。で、なおかつその福祉事務所ってのの一つ別の、一つの旧の町の一つに置きましょうとそういう案やっしょな、これ、分散型のね。だからそういう意味でちょっと聞いたんですけどね。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>そういった意味で新たに発生してくる事務っていうのがかなりありますので、そういう健康部門のそういう民生部分も含めましてですね、今の場合この那賀郡の場合は、那賀振興局の方で福祉事務所っていうの民生部と兼ねた形の中でやっていただいてまして、事務をやっていただいているんですけど、その部分が市となりましたら市の方の事務となって参ります。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>はい、ありがとうございます。その他ございませんか、どうぞ。 はい、どうぞ、田村委員。</p>
<p>委員 (田村美代子)</p>	<p>教育関係ですが33名という職員ですね、これは現在の各町の学事課とかスポーツ課それから生涯学習という、そういう町の職員の大体数から出してるんだと思うんですが、現在は県の教育事務所というのが振興局の中にございまして、で、そこには県からの人事職員がおりまして、それが那賀郡の今学校教育の指導助言とかそういう教育関係の那賀郡の仕事をして下さってるわけで、市町村には町の仕事、町の職員がおりまして町の学校関係の総務関係ですね学事課っていうのは、スポーツ課それから生涯学習、社会教育、しかし、もし市になった場合ですね那賀郡の中で岩出町が残りますし、それから後の5町が市という形になります。で、今度ですね16年度末に今の教育事務所ってのもう廃止されるんだということなんです。で、そうすると町の職員の場合この33名ってのはこれはよろしいんですが、各学校の先生方の教職員がその学習指導しているその方々に対しての指導助言の仕事をする、いわゆる学校教育の指導主事っていうのが今県事務所には4、5名いらっしゃるわけですが、その職員っていうのは市としてやっぱり市の教育委員会としてやっ</p>

ぱりそういう職員を県からもらうことになるのかなと思うわけですが、で、それは今県の人事、県の教育委員会の中で人事が来年度に向けて運ばれてると思うんですが、で、あの教育事務所がなくなるわ、岩出町はそのままやし、それから新しい5町が市となるし、でその時に市の学校教育指導主事っていうのが必要になってくると。で、その職員をいただくために県へのお願いっていうのをしとかないといけないんじゃないか、町の職員だけの場合は問題ないんですが、そのあたり事務局ではどのように考えておられるのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長
(山下忠男)
事務局
(総務課長
栗山房大)

はい、今のご質問に対して事務局答えて下さい。

これは11ページをちょっとご覧いただきたいんですけども、11ページのその教育の欄にですね、まずその各町の今現在の職員状況ありまして合計89名の職員数実はあるんです。で今こちらで私どもが資料として示さしていただいているのは33名ということで、これはその定員管理の中でのその類似団体、類似団体の数を例えば7万人ぐらいのね、市が今の現在大体どれぐらいのその職員数で対応してるかということで、その目標設定数値をですね、その類似団体、類団っていうんですけど、類似団体の教育の一般今委員さんお話ありましたそのいう学校教育総務関係ですね、それ大体18名ぐらい目標職員数設定してます。それから後、社会教育から等10名からということで色々云々あるんですけど、33名ぐらい7万人ぐらいの人口であれば33名ぐらいの職員数で対応していくのが適当ではないかどうかと考え方の中でやっています。

それで今ご質問のその学校教育の指導主事につきまして、その類団の中でですねおそらくこれ職員の数ですんで、派遣という形になるんですかね今おっしゃってますのは、含まれてないと思うんですけどそのもしまあ派遣であったとすればそういった必要な職員さんについては新市においてですね、新市になるかわかりませんが、当然そういう要望っていうのは言動に出していく必要もあるかと思えますけども、今はそういうところまではまだ、今事務局としてはちょっとまだ手をつけていない状況です。今職員、今現在ある職員をどれぐらいまでの目標数値に設定していくかとそういうことを考えておりまして、今申し上げましたそういう教育指導主事の件につきましてまた事務局の方で色々勉強しまして必要なものについては当然要望して参りたいなと思えます。以上でございます。

議長
(山下忠男)

田村委員いいですか。納得というようりも、大体。

<p>委員 (田村美代子)</p>	<p>すみません。学校の教職員とかその学校教育指導主事ってのは現在では和歌山県の方で採用されて、和歌山県の県の教育委員会の人事で今小中も県の人事で行ってるわけで、だからその新しい市の学校教育委員会における学校教育指導主事っていうのはやっぱり県からいただかないといけない。派遣っていうのではないようではないかなと思うんですが、その時にその人材をいただかないといけない、だからその時点になったらお願いするっていうので間に合うのかどうか、で、今県ではもうすでに来年度の人事に向けて採用人数とかそういうことの段取りをし始めてると思うんですが、ここが決定したから県へもお願いしたという段階ではそういうのは聞いてなかったよっていうような言われることはないのか、その辺りだけ。だから先に連絡とっておかないといけないんじゃないかとその辺りの心配からでございますのでよろしく願いいたします。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>はい、ありがとうございます。なかなか専門的で、かつ大事なご提言をいただいておりますので事務局一つ。まあ先ほどの福祉問題の福祉事務所等の問題あります。堂本委員この辺を一つ、県の立場から一つ十分ご検討いただくと同時に、他町村の合併の事例等も一つ参考にいただいて次の委員会でちょっとご意見をお願いいたします。</p> <p>その他ないですか。はい、どうぞ。奥委員どうぞ。</p>
<p>委員 (奥順司)</p>	<p>ただ今議長さんの方から色々提案されておりますけども、本庁方式の分散型にするのか、集中型にするのかそこらを検討するためにはこのいうこまこい色々な人事の総計数とか、そういう計数がでてきますけども、本庁方式をとってするならば今現在粉河の町長先ほど言われたように、5年なり6年先に庁舎を建設するということを想定して本庁方式とるというならばですね、本庁合併した当時、どこの町に本庁を置くのか、この町に置いた場合には分散型にした方がええとかあるいは集中型にした方がええとかっていう事柄が出てくると思うんですよ。で、だから今ここでほいじゃあどうする、こうするということの内容を検討してこれを書いていくと、ほいじゃあこれでいきましょうということまでまだちょっといかんと思うんよ。ほんでこれ本庁方式をとって分散型にするか集中型にするかを今日はこの場で決めるのは難しいんじゃないかなと思います。で、そうなりますとまあ1回宿題でですね、この事巨細の中の、この今のこの数字のなんペシかね、この13ペシにある職員配置想定って書いてるとこの本庁方式で集中型で本庁に367、それから分散型で278っていうこういう数字が、果たして今現在使っておる各庁舎を臨時本庁にした場合にこれを集約できるかどうかという事柄まで考え</p>

<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>ぬかなあかんと思いますので、どうですか宿題に、まっいっぺん持ち帰って検討したらどうですかなと思います。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。ただ今奥委員からこの方式の採択、また検討についてご意見いただきました。先ほどから各町からご意見もいただきまして、ありがとうございました。いずれにしましても重要な問題でありますので、この選択についての議論をなお深めれる機会をもう1回持つことになっていくと思いますが。本庁のこの、粉河の町長さんから出されたこうした構想的な問題もいずれこれは契約、合併の本契約に持ち出さないかん問題でもありますのでまっ同時並行とはいかないまでも頭の隅へ置いていただく中でこの当面の運営方法の基本的な考え方を一応集約して決めていき、協議会へ提案したいと思いますので、もう1回委員会で継続させていただいて、どうでしょうか。いずれにしてもここで全てというわけにいきません。本協議会へも提案せないかん問題でもあるので、自分ら議論の経過を報告することが良いと思いますんで。</p> <p>事務局どうですか。スケジュールとこの議論の内容とのタイミングはこの今私が申しましたような、委員長申しましたようなことぐらいで進めることについて問題ないですか。他の委員会の関係とか、全体の協議会の運営とか。なければ先いって、なかったちゅうってもう一回という方法もあります。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>事務局としましてはできましたらね、できるだけ早い機会、この委員会で決めていただきたいというのが実際の本当の気持ちなんですけども、重要な問題ですんで十分に慎重に審議いただいた上で決めていただくべきと思いますので事務局としてそれで結構だと思います。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>いいですか。選択の提案をそれぞれ資料求めてやらしていただき、そう考えておりますのでなお不足分もあるかと思いますが、いずれにしましても小委員会の意見としてはもう一度同じテーマというよりも、少し今日の議論を集約したものを次回の委員会で選んでいただくことにしてはと思いますが、どうですか。そうしましょうか。この議論も。みなどうですか、よろしいですか。</p> <p>「はい。」の声あり。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>はい。それでは繰り返すようでございますが、次回の委員会で今日は言わしていただいた議題の内容、それぞれ各委員のご意見、そしてご提言もふまえて次回の委員会である程度集約できるようにしたいと思います。</p>

	<p>すので、全体の協議会の問題もごございますからその辺の意見集約を一つしたいと思います。それぞれ一つ検討、研究いただいて次回の委員会にご提言、そしてご意見をお願い申し上げたいと思いますが。よろしいですか。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>「はい。」の声あり。</p> <p>はい、わかりました。それでは今日の今の第2の議案の事務所等の位置等に関する検討課題については以上のようにさせていただきたいと思えます。議長の議題の運営については以上2点でございますが、事務局その他ありませんか。次回の日程。次回はいつですか。はい、言うて下さい。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>はい、そしたら事務局の方から次回の開催日程等につきまして案を申し上げたいと思います。次回は6月の15日の火曜日、午後1時半から粉河町のふるさとセンターでできましたら開催をお願いしたいなと考えております。それから次回だけじゃなくてですね、新市の名称候補の選定作業の関係もありましてですね、次回その以降3回分を今ちょっと提案させていただきたいんですけども、7月につきましては20日の火曜日、それから8月は17日の火曜日、全て第2火曜日ってことなんですけども時間も全て午後1時30分から、場所につきましても全て粉河町ふるさとセンターでできましたら、事務局としては開催をお願いしたいなという風に考えてます。以上です。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>ご了解いただきましたか。次回と7月までの開催日程、8月は17日。8月は17日、7月は20日、6月は18日ですね。はい。15。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>ちょっと申し上げます。6月15日。それから7月20日。それから8月17日。すいません。</p>
<p>議長 (山下忠男)</p>	<p>それでは当委員会の本日の議題につきましてご協議をいただきました。ただ今申しましたように、来月は6月15日、粉河ふるさとセンターで1時半からお願い申し上げます。それではよろしくお願い申しまして今日の委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>